

入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

令和8年 6月 1日

一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 田中 誠也



1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務（単価契約）
- (2) 仕 様 仕様書のとおり（入札説明資料Ⅲに添付）
- (3) 履行期限 令和9年3月5日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による
- (5) 入札説明会 特になし

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

国の一般競争・指名競争の参加資格を有する者、又は、当協会への納入実績等を勘案して、それらの者に準ずる者として会長が認めた者とします。

国の一般競争入札・指名競争の参加資格を有する者は、令和8年度を含む資格の有効期間が示してある資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを、その他の者にあつては、別紙様式第1号による「競争入札参加申出書」を、6月17日（水）午後5時までに、下記当協会総務部まで郵送により提出願います。

また、入札説明資料Ⅳその他関連書類の1に示した「暴力団排除に関する誓約書」を同封して提出をお願いいたします。

3 入札方法

郵便による入札とします。入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額の総額を記載してください。なお、総額は、入札説明資料Ⅲ仕様書の5の1)に記載した6項目を分析するために必要な単価に同仕様書の5の3)に記載した分析業務に係る予定試料総数乗じて算出してください。

なお、この単価には分析に至るまでの試料調製費用及び分析終了後の全粉碎試料の返却費用（全ての分析が完了した後）等全ての付加的費用を含むものとします。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 場所 東京都千代田区神田紺屋町8 NCO神田紺屋町ビル4階
一般社団法人日本草地畜産種子協会 掲示板及び当会ホームページ
- (2) 日時 令和8年6月1日（月）～令和8年6月17日（水）
午前10時～午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日等を除く

競争入札参加申出書

令和 年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会

会長 田中誠也 様

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

令和8年 月 日付けで入札公告のあった飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務に入札参加したいので、申出します。

添付資料

- 1 登記事項証明書（法人の場合のみ）
- 2 営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数の概要、営業品目、営業実績）
（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可。）
- 3 財務諸表（法人の場合）又は営業用純資産に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
- 4 納税証明書
（法人の場合）「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
（個人の場合）「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

- 注） 1 公的機関が発行する書類については、発行から3か月以内のものに限ります。
2 添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しても可能です。

入札説明資料

飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務（単価契約）
に関する一般競争入札（最低価格落札方式）

令和8年 6月 1日

一般社団法人日本草地畜産種子協会

目次

I	入札説明書	1
II	請負契約書（案）	3
III	仕様書	6
IV	その他関連書類.....	9

I 入札説明書

令和8年 6月 1日

一般社団法人日本草地畜産種子協会

1 入札する件名、仕様

入札公告及びⅢの仕様書のとおり。

2 注意事項

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札の条件等を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、別紙様式第1号による入札書を作成し、封かんの上入札するものとする。
- (4) いったん提出した入札書の引替、変更又は取消しはすることができない。
- (5) 落札となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちにくじにて落札者を決定する。

3 入札書記載金額

消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

4 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者と決定する。

5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 記名・押印のしていない入札書。
- (3) 金額を訂正した入札書
- (4) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (5) その他入札条件等に適合しないと認める入札書

6 入札執行回数

入札の回数は1回のみとする。

ただし、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちにくじにて落札者を決定することとする。この場合、当該業務に関係のない当協会の職員がくじを引くことを確約するため、Ⅳのその他関連書類3の委任・確約書を、入札書を郵送する封筒に同封すること。

なお、最低入札金額が予定価格を超過した場合、この入札は不調とし、随意契約に切り替えたうえ、低い金額で応札した者から順に減価交渉するものとする。

落札者を決定したときは、速やかに入札参加者へ入札結果を通知するものとする。

また、入札結果を知りたい場合は、8の(2)の提出場所の担当者へ問い合わせを行うこととする。

(決定業者、決定金額のみ回答する。)

7 入札執行日時等

- (1) 日 時：令和8年6月25日（木）10：00
- (2) 場 所：一般社団法人日本草地畜産種子協会会議室
- (3) 立会人：当該業務に関係のない一般社団法人日本草地畜産種子協会職員のうち
2名以上を立ち合わせて開札を行う。

8 問い合わせ先及び納入先（分析結果の提出）

本入札においては入札説明会を行わないため、入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、ファクシミリ又はメールにより下記宛に提出すること。

質問に対する回答は、令和8年6月16日（火）午後5時までに行う（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。

- (1) 質問受付期間：入札公告日から令和8年6月15日（月）午後5時までとする。

- (2) 質問及び分析結果提出場所：

〒 101-0035 東京都千代田区神田紺屋町8番地NCO神田紺屋町ビル4階
一般社団法人日本草地畜産種子協会
担当者 種子部 矢崎 聖二
電話：03-3251-6501 ファクシミリ：03-3251-6507
メールアドレス：s-yazaki111@souti-fsa.or.jp

- (3) 質問提出方法：書面郵送、ファクシミリ、メールのいずれか（様式は自由）。

9 入札書の提出方法

- (1) 入札参加者は、IV. その他関連書類2の別紙様式第1号による入札書を作成し、下記の提出方法にしたがい郵送すること。

- (2) 入札参加希望者は、入札書の郵送にあたっては、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかに限るものとし、その他の方法では受け付けない（持参不可）。

その場合、郵便局より渡される差出控えは、入札が終わるまで保管しておく。入札書の封入に当たっては、IV. その他関連書類4、別紙1の郵便入札に関する郵送方法等（記入例）を参考にすること。

- (3) 入札書は、令和8年6月24日（水）午後5時まで当協会あてに到着するように送付し、いったん提出した入札書は、書き換え、差し替え又は撤回することはできない。

- (4) 入札書に記載する日付は、令和8年6月25日とする。

- (5) 金額の前後には余白が生じないようにすること。（例； 金〇〇〇円、又は¥〇〇〇－）

10 その他

- (1) 分析業務の全部又は一部を第三者に対し再委託することはできない。
- (2) 当会は、入札書が到達したときは、指定封筒を開封せず、入札執行日時まで必要な方法で厳重に保管するものとする。
- (3) 入札公告及び入札説明書に記載の無い事項については、仕様書による。

II 請負契約書（案）

1. 件 名 飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務（単価契約）
2. 仕様・規格 別添仕様書のとおり。
3. 契約単価 ○ ○ ○ 円

（参考）

- ① 分析予定試料数 150
- ② 分析予定試料数×契約単価 ○○○ 円

（注）分析予定試料数は、飼料用稲を栽培する当協会飼料作物研究所及び九州試験地における供試品種および系統数から算出したものであり、最低又は最高試料数を示すものではない。

消費税法の規定に基づき、請求時に請求金額に対し消費税を別途加算するものとする。

4. 履行期限 令和9年3月5日（金）
5. 報告書提出先 一般社団法人日本草地畜産種子協会
東京都千代田区神田紺屋町8 NCO神田紺屋町ビル4階
電話番号；03-3251-6501 FAX：03-3251-6507
6. 契約保証金 免 除

上記件名（以下「分析」という。）について、一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）との間に上記各項及び次の条項により分析に係る請負契約を締結し、甲及び乙は、信義に従ってこれを履行するものとする。

契 約 条 項

第 1 条 乙は、本契約の全部または一部を第三者に請け負わせてはならない。

2. 乙は、別添の仕様書に基づき、期日内に分析を完了（結果報告書の引き渡しを含む。）するものとする。

3. 仕様、規格に明示されていないものについて疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定する。

但し、軽微なものについては甲の解釈及び指示に従うものとする。

第 2 条 乙は、期日内に分析を完了することができないときは、あらかじめ甲に対し、遅滞の理由及び完了見込み期日を明らかにした書面を提出して、期間延長の承認を求めなければならない。

第 3 条 甲は、乙が期日内に分析を完了しないときは、前条の承認にかかわらず、乙に対し、遅滞金を請求することができる。但し、その遅滞が天災地変等やむを得ない理由によるときは、この限りではない。

2. 前項の遅滞金は、完了期限の翌日から完了の日までの遅滞日数1日につき、期日内に完了しなかった試料数に単価を乗じた金額の年3パーセントの日割り相当額とする。

第 4 条 乙は、分析が終了したときは、速やかに甲に結果を文書及び電子媒体で報告しなければならない。

第 5 条 乙は、分析の実施により、甲より知り得た情報及び析結果等一切の事項を甲の文書による承諾

なしに第三者に開示してはならない。

第 6 条 乙は、分析が終了した場合の請求は、甲が送付する全検体の分析が終了し、正式な報告書を添え行うこと。各分析が終了する毎に、請求をしないこと。

第 7 条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受領した日から速やかに分析金額を乙に支払わなければならない。

第 8 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合は、乙が損害をこうむることがあっても甲はその責任を負わないものとする。

- (1) 乙が、この契約に違反し、または違反するおそれがあると認めたととき若しくは正当な理由なく提出期限内に分析を履行することができないと認めたととき。
- (2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人または使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が破産の宣告を受けたとき。
- (4) 乙が解約を申し出たとき。

2. 甲は、前各号に掲げる理由により、この契約を解除するときは、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

第 9 条 甲は、乙が天災地変等やむを得ない理由により、契約の解除を申し出たときは、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対し違約金を請求しないものとする。

第10条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

第11条 この契約により、甲が乙から取得すべき遅滞金及び違約金があるときは、甲はその選択により、乙に支払うべき金額と相殺し、または別に徴収する。

第12条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務

を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事由がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲及び乙は、自らが第1項のいずれか一にでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。
4. 甲及び乙は、相手方が前3項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。
5. 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、解除した当事者は一切の義務及び責任を負わないものとする。
6. 甲及び乙は、前々項に基づく解除により解除した当事者が被った損害につき、解除した当事者は解除された当事者にその賠償を請求することができる。

第13条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間に紛争が生じたとき及びこの契約に規定のない事項については甲、乙協議して決定する。

契約の証として本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 東京都千代田区神田紺屋町8
NCO 神田紺屋町ビル
一般社団法人日本草地畜産種子協会
会 長 田中 誠也

受注者（乙） ○○県○○市*****
○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

III 仕様書

1. 件名

飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務（単価契約）

2. 目的

一般社団法人日本草地畜産種子協会は、極短穂で粗タンパク質含有量の多い飼料用稲品種・系統を選定するため、試験に供試した一部品種・系統を黄熟期に採取し、粗タンパク質を含む6成分の飼料一般成分含量の測定を外注により実施する。

3. 総則

本仕様書は、一般社団法人日本草地畜産種子協会が令和8年度に外注する飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務（単価契約）に適用する。

なお、本仕様書に示す分析業務に関する仕様等については、主要事項を示したものであり、明記されていない事項であっても、当然備えるべき飼料分析基準をもって分析業務の適正な実施を行うこととする。

4. 実施期間

契約日から令和9年3月5日までとする。

5. 分析項目等

1) 分析項目

分析業務は、下記「分析項目」の欄に示す6種類について実施する。

番号	分析項目	分析法	備考
1	水分	常圧加熱法	
2	粗タンパク質	ケルダール法	
3	粗脂肪	ジエチルエーテル法	
4	粗繊維	ろ過法	
5	粗灰分	直接灰化法	
6	可溶性無窒素物	上記5成分の含量（%）を差し引いた残りを計算により算出	

2) 試料調製試験地

- ① 一般社団法人 日本草地畜産種子協会 飼料作物研究所
栃木県那須塩原市東赤田388-5（電話；0287-37-6755）
- ② 一般社団法人 日本草地畜産種子協会 九州試験地
熊本県合志市竹迫1740（電話；096-348-3445）

3) 分析予定試料数及び分析部位等

分析業務に係る予定試料数は次のとおりである。ただし、予定試料数は下表を基に算出したものであり、最低又は最高試料数を示すものではない。

- (1) 研究所分 親系統； 68 試料
 - (2) 研究所分 選抜系； 42 試料
 - (3) 九州試験地分 選抜系； 36 試料
 - (4) 九州試験地分 選対象品種； 4 試料
- * 予定試料総数 150 試料

分析部位は全品種・系統とも茎葉部及び穂部の2部位である。

実施場所	系統数	反復数	分析部位数	分析予定 試料数	備 考
研究所	34	1	2	68	親品種・系統
	7	3	2	42	育成系統
九州 試験地	2	1	2	4	親品種
	6	3	2	36	育成系統
			合計	150	

6. 分析方法等

1) 試料の送付場所及び保管等

一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下、「甲」という。）と分析請負者（以下、「乙」という。）は以下に定める方法により分析用試料の送付、受領及び保管を行う。

ア. 試料の送付場所

乙は、契約締結後直ちに、試料送付先住所、担当者名及び電話番号を甲に連絡する。

イ. 試料の送付方法及び送付時期

各部位別分析用試料は、黄熟期に茎葉部及び穂部をそれぞれ70℃で48時間乾燥させ、密封した後に冷蔵便により、5の2)の2試験地から乙あてに送付するものとする。

また、分析用試料の送付は令和8年9月下旬から11月下旬にかけ約5回（1回30試料程度）に分割して送付することとする。

ウ. 試料の受領

乙は、分析試料を受領した場合は、受領した旨を甲あてに連絡するものとする。なお、乙は、試料の受領を拒んではならない。

エ. 試料の保管

乙は、受領した試料を速やかに分析に供することが望ましいが、分析上の問題が無いと判断される場合には、その試料を冷蔵等で保管し、その後分析しても良い。

また、契約期間内において甲の許可なく、粉碎・分割した試料のうち、分析に供した試料の残りを

廃棄してはならない。さらに、分析終了後の粉碎試料の残りは全て甲（ 5の2）の① ）宛に送付することとし、送付に係る経費については入札金額に含めるものとする。

2) 分析の実施

乙は、分析用試料の調製方法、分析方法、分析に使用する器具・計量器、分析操作、数値の丸め方、溶液、水等については、平成20年4月1日・19消安第14729号農林水産省消費・安全局長通知（一部改正令和4年4月27日 3消安第7029号）に準じて実施すること。

当該分析法があっても、それらの分析法では適切な分析ができないおそれがある場合には他の分析法を用いて差し支えない。なお、その場合、乙は甲と事前に協議をするものとする。分析法は必要な精度を有するものとする。

3) 分析結果の報告

乙は、令和9年3月5日までに分析を終了し、各成分の分析結果について、電子媒体により、乾物当たりの割合（DM%）と現物当たりの割合を別々のファイルで報告するとともに、各試験地・系統ごとの分析結果報告書を作成し、甲宛に提出すること。また、甲は3月5日以前であっても乙に対して既に分析が終了した試料の分析結果（速報値）を求めることができるものとする。

その場合、乙は分析結果の提出を拒んではならない。

4) 分析結果の取扱い

乙は、本業務に関する記録を分析が終了した年度の翌年度から3年間保管すること。その間の記録の取扱いについては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）第7条に基づき十分配慮すること。

IV その他関連書類

1. 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1) 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 2) 1(1)から(8)までに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の相手方にしない
- 3) 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4) 自己又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、警察に通報します。

2. 入札書

別紙様式第1号

入 札 書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会
会 長 田 中 誠 也 様

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

金 _____ 円 (単価; 金〇〇〇円)

ただし、「飼料用稲品種・系統の飼料一般成分分析業務」の代金額

*注) 入札金額には単価と予定試料数 150 点を乗じた、消費税及び地方消費税を含まない総額を記載し、括弧書きで単価を記載すること。
入札書提出の際には注書きは記載しないこと。

上記のとおり、入札説明書等入札に関する一切を承諾の上、入札します。

3. 委任・確約書

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

入札参加者：

印

入札参加に当たり、入札執行への立会、及びくじによる落札者の決定を行う場合にくじを引くことを一般社団法人日本草地畜産種子協会会長に委任します。

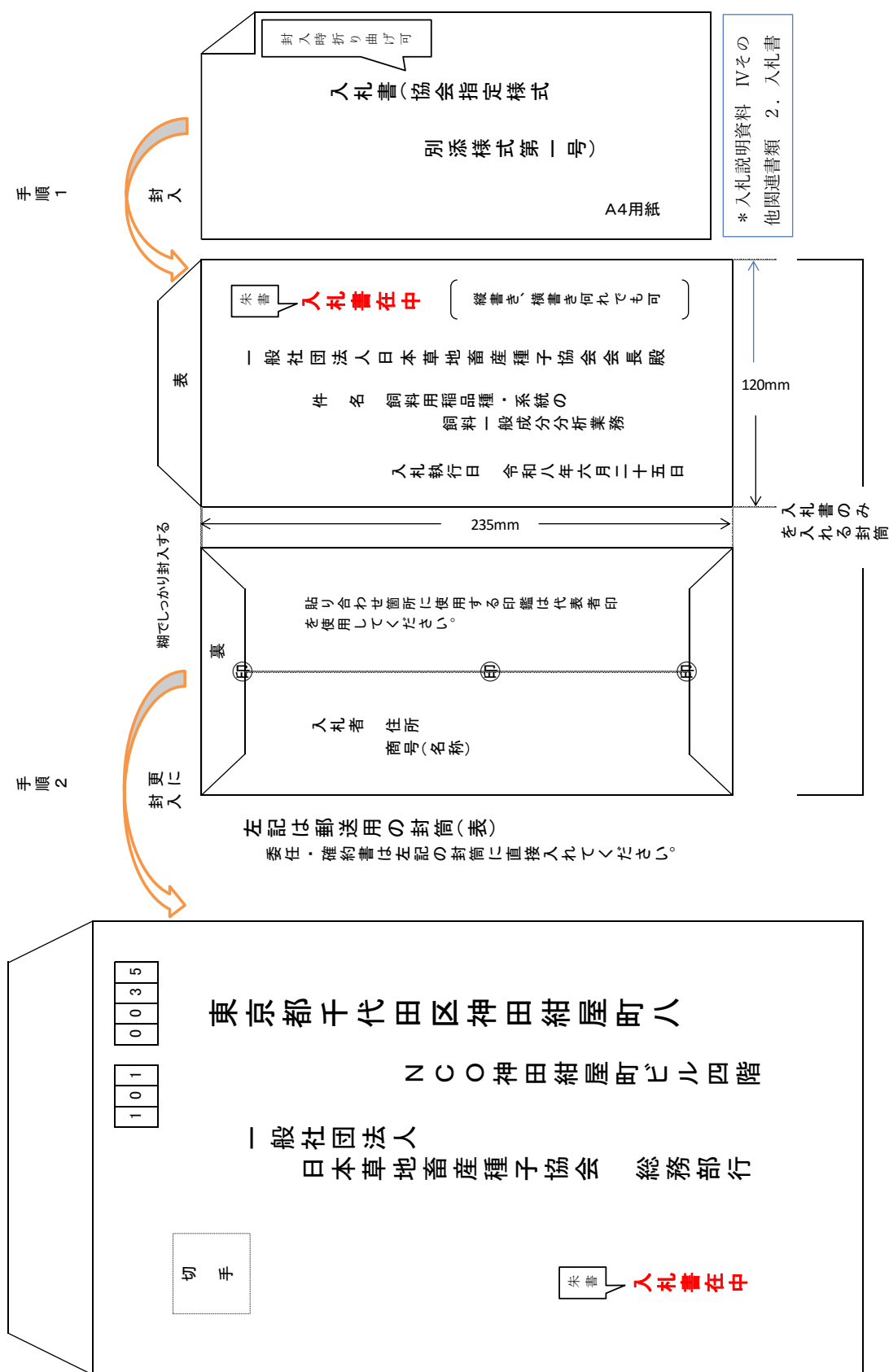
また、下記について同意し、入札の結果について一切不服申し立てをしないことを約します。

記

以上

- 1 入札参加者として、入札執行に立ち会わないときは、入札事務に関係のない一般社団法人日本草地畜産種子協会の職員を立ち合わせ開札すること。
- 2 くじによる落札者の決定を行う場合、入札参加者としてくじを引かないときは、これに代わって、入札事務に関係の無い一般社団法人日本草地畜産種子協会の職員がくじを引くこと。

4. 別紙1 郵便入札に関する郵送方法等（記入例）



封筒裏面には、入札者住所及び商号(名称)を記入してください。

- ① 入札書を封入した封筒を更に郵送用封筒に封入して郵送してください。
- ② 入札書を封入する封筒は、サイズが上記に示す長形3号であれば、社用封筒でも構いません。
- ③ 入札説明資料IVその他関連書類2. 委任・確約書は上記の一番左側に示した郵送用の封筒に入れてください。入札書の封筒には入れないでください。
- ④ 郵送の方法は、「一般書留」、「簡易書留」のいずれかにより6月24日(水)までに当協会総務部宛届くよう郵送してください。